

盗難通帳被害においてお客さまの「重大な過失」又は「過失」となりうる場合

1 「重大な過失」となりうる場合

お客さまの「重大な過失」となりうる場合とは、「故意」と同視し得る程度に注意義務に著しく違反する場合であり、以下のような場合をいいます。

- ① お客さまが他人に貯金通帳又は貯金証書を渡した場合
- ② お客さまが他人に記入・押印済みの払戻請求書又は諸届請求書を渡した場合
- ③ その他お客さまに①及び②と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

※ 上記①及び②については、病気の方が介護ヘルパー（介護ヘルパーは業務としてこれらを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合）などに対してこれらを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

2 「過失」となりうる場合

お客さまの「過失」となりうる場合とは、以下のような場合をいいます。

- ① お客さまが貯金通帳又は貯金証書を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合
- ② お客さまが届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届請求書を貯金通帳又は貯金証書とともに保管していた場合
- ③ 印章を貯金通帳又は貯金証書とともに保管していた場合
- ④ その他お客さまに①から③までの場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合